

施設調査・報告の実施について（障害者施設等）

【施設調査・報告について】

●以下の報告・調査基準に該当した場合、保健所へ御報告いただきますようお願いいたします。

【報告・調査基準】

- ア) 新型コロナウイルス感染症又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- イ) 新型コロナウイルス感染症患者又はそれが疑われる者が10名以上又は全利用者数の半数以上発生した場合
- ウ) 上記ア・イに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症などの発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※令和5年4月28日厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正についてに準ずる。

施設の対応

【報告・調査基準に該当した場合】

1. 下記①～③について、御確認のうえ作成をお願いします。

- ① ホームページ（ページ番号：C078221）で以下の報告様式をダウンロードし、報告書を作成して下さい。

【施設名】報告様式（陽性者10名以上）

Excel ファイル内の「陽性者経過」と「チェックシート」を作成してください。

- ② 施設全体の見取り図（任意の様式）
- ③ 座席表（作業・食事・送迎等）（任意の様式）

※②、③の提出は必須ではありませんが、御提出いただくと調査がスムーズになります。

2. 感染症対策課と障害政策課にメールまたはFAXにて調査情報の送信をお願いします。

3. 保健所より調査の連絡が入りますので、御対応をお願いします。

4. 最終陽性者の療養終了後（発症後10日程度）、上記報告様式内の別シート

収束報告様式を記入し、疾病対策課にメールまたはFAXにて送信をお願いします。

メールの送付方法

メールの題名は「【OO(施設名)】事前施設調査について」としてください。

送付先メールアドレスは下記のとおりです。

【感染症対策課】 chousa-covid-19@city.saitama.lg.jp FAX 048-840-2230

【障害政策課】 shogai-seisaku@city.saitama.lg.jp FAX 048-829-1981

（送信の際は再度アドレスを御確認ください。可能な限りメールでの送信をお願いします）

さいたま市保健所 感染症対策課
電話 048-840-2204
FAX 048-840-2230